

結婚披露宴助成金

～球美の島で披露宴を挙げませんか～

久米島町では、町民及び島内出身者等について、結婚披露宴の島内実施を促進し、町民の負担軽減と島内経済の活性化を図るため「久米島町結婚披露宴助成金支給事業」を行っております。受給資格や支給額などについては、下記のとおりとなっておりますので結婚披露宴の挙行（助成金の申請）をご検討の際はあらかじめ制度内容をご確認下さい。

【受給資格】※下記の①～③全てに該当する方

- ①久米島町内で結婚披露宴を挙げる方
 - ②新郎・新婦どちらかが久米島町に住民登録をしている方
 - ③各種税等（町民税・国保税・保育料等）の滞納のない方
- ※②の特例として、新郎・新婦いずれも本町に住民登録を有していないが新郎・新婦いずれかの親族が本町に住民登録を有している場合は、助成の対象となります。但し、その場合は下記に規定する支給額のそれぞれ半額（1/2の額）となります。

【支給額】

- ①招待者数が 50 名以上～ 100 名未満 300,000 円
 - ②招待者数が 100 名以上～ 500,000 円
- ※但し、上記の受給資格②の特例に該当する方は支給額が半額となります。

【申請の流れ】

- ①結婚式披露宴を挙げる前（計画段階の時期）に、原則として町民課で「重要事項の確認」を行う（説明を受けて書面を提出）
- ②結婚披露宴の挙行後、30日以内に申請書及び添付資料を提出（上記の①の時に案内）
- ③申請書類を審査、支給額を決定して助成金を支給（口座振込）します。

お問い合わせ 町民課 ☎985-7123



令和7年度 久米島町結婚新生活支援事業

補助対象経費

住宅取得
家賃
リフォーム
引っ越し

補助の対象は、婚姻日、所得など一定の要件に該当する世帯となります。詳しくは久米島町ホームページでご確認またはこども未来課までお問合せください。

29歳以下
最大

60万円

申請期限
令和8年3月31日

39歳以下
最大

30万円

お問い合わせ こども未来課 ☎985-7115